

特別寄稿

高見優 (ささえあい生協新潟理事長/日本高齢者生協連合会会長理事)

鹿兒島「国分ほのぼの」の取り組み紹介した 映画「地域で支え合いともに生きる」を地域づくりの参考に



「地域の在り方」の好例を示してくれた。「協同で仕事を起す」「コモンズ」2011年(7)「コトノネ」20号・2016年(1)の優れた報告・紹介記事にも感動したが、やはり映像の力は他に代えがたいと私は思った。

経営会議で視聴

完成を待ち望んでいた地域福祉事業所「国分ほのぼの」の記録映画を、私が理事長を務める「ささえあい」コミュニティ生活協同組合新潟の全体経営会議で視聴。11月に開催する日本高齢者生活協同組合連合会東日本・西日本ブロック会議でも、共生型福祉事業づくりに向けた事例研究の資料、話し合いの素材にするつもりだ。

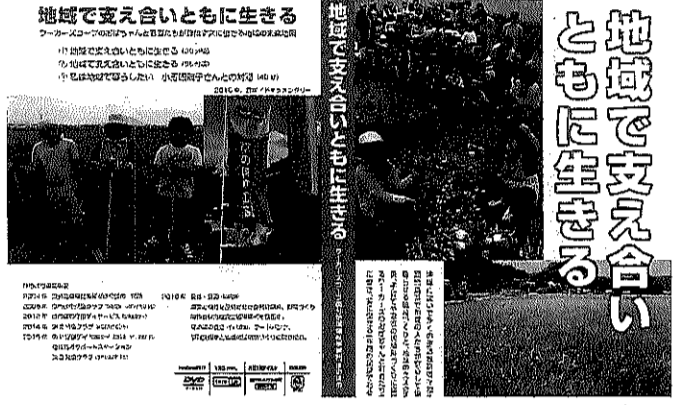
みんなに観せたい

高齢者・障がい者ケア、学童・放課後等デイ、若者サポステ、農・養蜂・養鶏、田仕事・野菜づくり、フードバンク・地域の居場所……。所長の岡元ルミ子さんをはじめ、登場する職員、利用者、児童、家族ほか地域の方一人ひとりの暮らしが、働き方、生活に、本音の豊かさ、ちよひのりのおかしさ、そしてゆたかりした存在感が横たわっている。映画に吸い込まれた事業所の責任者の何人かは、職場のみんなに観せたい、とすべしに手を挙げた。

未来への可能性

監督の西山正啓さんは、水俣・沖繩・原発など多くの刺激的なテーマをキムメンター作品を発表して、日本社会の在りようを地域から鋭く問い続けてきた。国分にも長く通い続け、今回の「おぼちゃん」若者たちの仕事おこし、地域交流・地域創生の物語を通して、観る者に心温まる感動と勇気を与え、未来への可能性を確信させる

ワークスのおぼちゃんと若者たち1年の記録



映画「地域で支え合いともに生きる」ワークスのおぼちゃん若者たち1年の記録。3枚組の地域で支え合いともに生きる(38分版)、②地域で支え合いともに生きる(55分版)、③私は地域で暮らしたい小玉田鶴子さんとの対話(40分版)。製作・著作：一般社団法人日本社会連帯機構。監督：西山正啓。※労働センター事業団の全事業所にはDVDが配布されています。ぜひ活用を。問い合わせは日本社会連帯機構まで。電話03-6907-8051

の対応の仕方を主体的に提唱している。それは私たち働く者が事業所の経営の主体者であること(協同労働)として地域住民・市民こそが地域の主体者であり、政治・経済・文化まるとして社会の主人公(主権者)であることにつながるだろう。

「国分ほのぼの」のみならずの生き生きとした活動・地域との協同・協力の実践、自信あふれる着実な事業展開(もちろん多くの困難な課題を内包しているに違いないとは思いますが、堂々たる日常の姿を見て、「当事者意識こそが協同労働」の民主主義権として民主主義そのものだと気づかせてくれた。

私たち一人ひとりが主役だ！

「当事者意識こそ」向谷地生良さんらが「当事者研究」を進めている。近年、認知症当事者の仕方もあるのかとビックリした。

2年前、若手リーダー、問題の所在こそ

映画「地域で支え合い」とも生きる ワークスおぼちゃん若者たちが目指す「ともに生きる」地域で支え合いともに生きる(55分版)、③私は地域で暮らしたい小玉田鶴子さんとの対話(40分版)

労働弁護士岡田尚が

働く

「働く」といって憲法の視点から考える



岡田弁護士

① 介護と労働 誰にも起きる課題

誰にも起きる課題。介護を優先すれば、拒否するしかない。拒否すれば解雇される可能性もある。それなら退職するか、と介護離職を余儀なくされる。介護が労働を奪うのである。また「介護をしなければならぬ」という、離職できない「場合もある。介護の時間をどう生み出すのか、その分の労働時間は減らすことができるのか。

人間のしき求め。こう考えてみると、どこかで見た・聞いた問題であることに気がつく。産休・育休・単身赴任等、人間が人生の中で直面する問題と労働のあり様の関係である。「介護と労働」も、表に出る現象としては新しい課題ではあるが、正にこれらと同じ側面、すなわち人間らしい生き方と労働という永遠のテーマに関連した問題なのである。

少し違ふのは、介護は程度の差はあれ他人の労働に頼ることが可能であることだ。労働は、生きがい、自己実現、他人とのつながりなど人間らしく生きる源であると同時に、人間以外の要因ともなる。特に資本主義の下では、資本の論理は労働を通じて人を食いつぶす。これは、いつの時代でもあり得る資本の本能である。

ある損害会社の26歳の青年が、新婚2カ月で急死した。彼は、結婚式の前日も徹夜で仕事をし、サイパンへ3泊4日の新婚旅行に出かけた。疲れ切った状態で、車の中で飛行機でも寝てばかり帰ってきた。年末の繁忙で朝5時半から出社し、夜の10時過ぎまで帰らない。土日の休みもない。その中で、この若者は新婚2カ月で急死してしました。彼の生前3カ月の残業時間は、月平均142時間であった。

電通の過労自殺事件が頭をよぎるが、実はこれ、1986年の朝日新聞の「金満症にっぽん」というキャンペーン記事の1つである。この30年、実態はほとんど変わっていない。改めて、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」と

その重要性が浮き上がる。結局は、いつも労働の中に人間らしさを求めて闘い続けていくことだ。自分自身の老後、介護は私の母は、私が「九条の会」運動に一生懸命であったことをおぼんじったのか(？)99歳9カ月で逝った。故郷熊本の介護施設に10年間お世話になった。私が横浜、姉が鎌倉に住んでいた。父が死んでから何度もこちらに来るよう強く勧めたものの、母は歳をとってからは住み慣れた田舎がいい」と頭として応じなかった。

既に高齢者であった姉が1カ月に2、3回、熊本の施設に老老介護で通っていた。私はいえは忙しきにかまけて年3、4回の帰郷であった。もし、母が私たちの誘いに応じて、私と生活を共にしていたら、私の日常生活は変わっていたのだろうか。弁護士業という「労働」を口実に、家族に全て押しつけて何も変わっていない。改め、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」と

は、介護は、